

令和元年度答申第20号
令和元年6月17日

諮問番号 令和元年度諮問第15号（令和元年5月14日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金交付決定取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対してした中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）を交付する決定（以下「本件交付決定」という。）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）17条1項の規定に基づき、その全部を取り消す処分（以下「本件交付決定取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

補助金等適正化法17条1項は、「各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」と規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成29年12月22日、処分庁に対し、平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）（以下「平成29年度業務改善助成金」という。）の交付申請（以下「本件申請」という。）をした。

本件申請の申請金額は1,000,000円で、事業の目的及び内容は、平成30年1月26日から事業場内の最低賃金（時間給）を780円から840円に引き上げるとともに、業務効率改善に資する設備として資材運搬用リフト（以下「本件リフト」という。）を導入するというものであり、総事業費は1,836,000円、事業完了予定期日は同年3月31日とされていた。

なお、本件申請の添付資料として提出された助成対象経費の見積書（平成29年11月10日付け）には、本件リフトの納期は「受注後50日」と記載されている。

（平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付申請書）

- (2) 審査請求人は、平成30年1月26日、事業場内の最低賃金（時間給）を780円から840円に引き上げた。

（平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業実績報告書）

- (3) 処分庁は、平成30年3月5日付けで、本件申請に対し、補助金等適正化法6条1項の規定により、助成金1,000,000円を交付する決定（本件交付決定）をした。

（平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付決定通知書）

- (4) 審査請求人は、平成30年4月5日付けで、処分庁に対し、事業実績報告書（以下「本件事業実績報告書」という。）を提出した。ただし、処分庁は、本件事業実績報告書は添付書類が不足していたため、その受理をしたのは不足していた書類が提出された同月10日であると主張している。

（平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業実績報告書、不服理由申立書、弁明書）

- (5) 審査請求人は、平成30年4月6日付けで、処分庁に対し、本件リフトを

導入するためには、スロープ台の追加設置が必要になったなどとして、総事業費を1,850,000円に変更する事業計画変更の承認申請（以下「本件事業計画変更申請」という。）をした。

また、審査請求人は、処分庁に対し、事業完了予定期日を平成30年4月10日に変更する事業完了予定期日変更報告書（日付が空欄であるが、処分庁は、同月6日に提出されたと主張している。以下「本件事業完了予定期日変更報告書」という。）を提出した。

（不服理由申立書、弁明書、平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画変更申請書、平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業完了予定期日変更報告書）

- (6) 審査請求人は、平成30年4月9日、本件リフトの工事が完了したとして、施工業者から本件リフトの引渡しを受けた。

（平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業実績報告書）

- (7) 処分庁は、平成30年5月15日付けで、本件事業計画変更申請に対し、その変更を承認しない決定（以下「本件事業計画変更不承認決定」という。）をした上で、同日付けで、「A労働局長の承認なく、事業計画の変更を行い、交付要綱に定めるところに従わなかったこと。」との理由を付して、補助金等適正化法17条1項の規定に基づき、本件交付決定の全部を取り消す処分（本件交付決定取消処分）をした。

（平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）事業計画変更不承認通知書、平成29年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付決定取消通知書）

- (8) 審査請求人は、平成30年7月17日、審査庁に対し、本件交付決定取消処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (9) 審査庁は、令和元年5月14日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、スロープ台の追加設置は軽微な変更ではないから、スロープ台の追加発注よりも前に事業計画の変更を申請しなければならないが、審査請求人

が変更の承認を受けることなくスロープ台の追加発注をしたとして、本件事業計画変更不承認決定をした上で、本件交付決定取消処分をした。しかし、スロープ台の追加設置は軽微な変更であり、本件交付決定に則して最低賃金の引上げを行っているにもかかわらず、本件事業計画変更不承認決定をもって本件交付決定取消処分をすることは、何ら合理的ではなく、著しく不適切であるから、本件交付決定取消処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

スロープ台の追加設置は、加工された鋼板を床面にボルトで固定する簡易なもので、建物躯体や本件リフト本体に変更を加えるものではなく、そのための費用も少額で、助成金の額に影響を与えるものではないから、客観的に軽微な変更と考えられる。したがって、処分庁がスロープ台の追加設置を軽微な変更ではないと判断した点は誤りであり、それを理由としてした本件交付決定取消処分は不当であるといわざるを得ない。

しかし、平成29年度業務改善助成金は、補助金等適正化法の規定により、単年度で実施されるものであるから、これに係る事業は、平成30年3月31日までに完了しなければならないところ、本件リフトの工事の完了（引渡日）は、施工業者が発行した「お引渡し書」では同年4月9日となっており、同年3月31日までに事業が完了していないから、処分庁は、この点を理由に本件交付決定の取消しをすべきであった。したがって、本件交付決定取消処分に違法性はない。

以上によれば、本件交付決定取消処分には根拠誤りが認められるが、違法性は認められないから、本件審査請求は棄却すべきである。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件交付決定取消処分に違法性はなく、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件交付決定取消処分の違法性又は不当性について

(1) 本件交付決定取消処分について、審査庁は、処分庁が、審査請求人が「承認を得ずに事業計画を変更したこと」を理由として、本件交付決定を取り消したことは誤りであるが、本件交付決定は、審査請求人が「平成30年3月

31日まで（以下「年度内」という。）に事業を完了しなかったこと」を理由として、取り消すべきであったから、本件交付決定取消処分に違法性はないとしている（上記第2）。

これに対し、審査請求人は、平成29年度業務改善助成金については、年度内に事業を完了することが要件とされていないし、本件リフトの導入工事を年度内に完了することが困難であることは、あらかじめ処分庁に伝えており、処分庁の求めに応じて、その指定された日までに本件事業実績報告書及び本件事業完了予定期日変更報告書を提出したという経緯があり、審査請求人も処分庁も、審査請求人が「年度内に事業を完了しなかったこと」を争点とはしていないから、審査庁の上記判断は妥当でないと主張している（審査請求人の令和元年6月6日付け主張書）。

(2) そこで検討すると、まず、本件申請から本件交付決定取消処分がされるまでの経緯は、一件記録によると、以下のとおりである。

ア 審査請求人は、平成29年4月19日付け厚生労働省発基0419第3号「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）交付要綱」（以下「本件助成金交付要綱」という。）の定めに従って、同年12月22日、本件申請をした。

イ 本件助成金交付要綱によれば、業務改善助成金の交付は、「賃金の引上げを行うことを目指し生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う中小企業事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成し、賃金引上げに際しての負担を軽減することにより、最低賃金（・・・）の引上げに向けた環境整備を図ること」を目的としている（3条）。

ウ 本件助成金交付要綱には、年度内に事業を完了しなければならないとの規定は置かれておらず、事業の完了の遅延が見込まれるときは、事業完了予定期日変更報告書を提出して、処分庁の「指示」を受けなければならないと規定されている（11条）。そして、その報告書の様式（様式第7号）は、年度を超えた事業の完了の遅延（次年度への経費の繰越し）も想定したものとなっている。

エ 本件申請の添付資料として提出された助成対象経費の見積書（平成29年11月10日付け）には、本件リフトの納期が「受注後50日」と記載されていた（上記第1の2の(1)）にもかかわらず、処分庁は、年度末が差し迫った平成30年3月5日付けで本件交付決定をした（上記第1

の2の(3))。しかし、本件交付決定には、年度内に事業を完了しなければならない旨の条件は付されていない。

なお、補助金等適正化法6条1項は、補助金等の交付決定をするときは、処分庁は、申請に係る書類の審査等により、申請に係る補助金等の交付が「法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか」などを調査しなければならないと規定している。

オ 平成30年3月20日頃（審査請求人の主張によれば同日、処分庁の主張によれば同月23日）、審査請求人は、処分庁に対し、スロープ台の追加設置が必要になったので、年度内の事業の完了が困難になったとの相談をしたところ、処分庁は、審査請求人に対し、事業計画変更承認申請書と事業完了予定期日変更報告書を提出するように指示をした（不服理由申立書、弁明書）。しかし、事業の完了の遅延に関し、処分庁が、審査請求人に対し、何らかの指示（上記ウの指示）をした形跡は、認められない。

カ 審査請求人は、処分庁の上記オの指示に従い、平成30年4月6日付けで本件事業計画変更申請をし、同日、上記ウの様式第7号による本件事業完了予定期日変更報告書を提出した（上記第1の2の(5)）。

キ 処分庁は、助成事業が完了したときに助成事業者に提出させなければならないとされている事業実績報告書（本件助成金交付要綱13条1項）を審査請求人に提出させ（上記第1の2の(4)）、本件リフトについて実地調査を実施した（弁明書）。

ク 処分庁は、平成30年5月15日付けで本件交付決定取消処分をしたが、その理由として示されたのは、審査請求人が「承認を得ずに事業計画を変更したこと」だけである（上記第1の2の(7)）。

以上によれば、処分庁は、本件申請から本件リフトの実地調査の実施までの間においては、審査請求人が「年度内に事業を完了しなかったこと」を一貫して問題としていなかったことが明らかであり、また、本件交付決定取消処分をするときも、審査請求人が「年度内に事業を完了しなかったこと」は全く考慮していなかったことが認められる。

(3) 次に、審査庁における審理の状況は、一件記録によると、以下のとおりである。

ア 審理員による審理手続では、処分庁から弁明書（平成30年11月22日付け）が提出され、これに対する反論書（平成31年1月31日付け）

が審査請求人から提出されたが、この審理手続での争点は、事業計画の変更が処分庁の承認が不要な「軽微な変更」（本件助成金交付要綱9条1項）に当たるか否かということであった。すなわち、この審理手続でも、審査請求人が「年度内に事業を完了しなかったこと」は、全く争点とされていなかった。

イ ところが、審理員は、その意見書において初めて、審査請求人が「年度内に事業を完了しなかったこと」を取り上げ、これを理由に本件交付決定を取り消すべきであったとして、取消理由の差し替えを行い、本件交付決定取消処分に違法性はないとの判断を示した。

ウ 審査庁は、審理員の上記判断を妥当とし、本件審査請求の棄却を求める理由について、「業務改善助成金は、適正化法の規定により、単年度で実施されるものであるから、その事業計画の実施については、平成30年3月31日までに完了しなければならないところ、本件は、事業実施にかかる簡易リフトの工事の完了（引渡し日）は施工業者発行の「お引渡し書」で平成30年4月9日となっており、平成30年3月31日までに事業が完了していないものと認められることから、これを理由に平成30年3月5日付け業務改善助成金交付決定の取消しを行うべきものであったことから、処分庁の行った本件処分には違法性はない。」との説明をしている（諮問説明書）。

エ 審査庁の上記説明では、本件交付決定取消処分の根拠及び理由が明らかでないことから、当審査会が、審査庁に対し、その根拠は補助金等適正化法17条1項と考えるが、本件は同項のどの要件に具体的に違反していると判断しているのかと照会をしたところ、審査庁から、「業務改善助成金は、補助金等適正化法の適用を受ける補助金であり、予算補助に属するものである。国の予算制度は単年度予算となっており、会計年度独立の原則（財政法第12条）があるため、補助事業においても、原則として会計年度内に遂行されなければならないものであり、補助目的からみて一定の適期内に遂行されることによりはじめて交付の目的が達成されるものとされている。本件は、事業実施計画書上、賃金引き上げと設備投資の導入を平成30年3月31日としていたところ、実際の事業の完了は平成30年4月9日であったため、「補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反した」に該当し、補助金等適正化法第17条第1項の規定によ

る交付決定の取消が妥当である。」との回答があった（審査庁の令和元年5月29日付け回答。審査庁の同年6月12日付け主張書も同旨。）。

以上によれば、審査庁は、処分庁とは別の理由（審査請求人が「年度内に事業を完了しなかったこと」）を主張して、本件交付決定取消処分に違法性はないとするが、その理由が補助金等適正化法17条1項に規定する取消事由のどれに具体的に該当するかを明らかにしておらず、したがって、その理由で本件交付決定の取消しができるかについての法的検討を尽くしていないといわざるを得ない（なお、補助金等適正化法17条1項は、補助事業者等に補助事業等の善管遂行義務（補助金等適正化法11条1項）違反行為があった場合における補助金等の交付決定の取消し（撤回）について規定したものであるが、その取消し（撤回）がみだりにされると、交付決定によって成立した法律関係及び補助事業者等の信頼が害されることになるから、その取消し（撤回）は、補助事業者等に上記の義務違反行為があるというだけで直ちにすることができると解すべきではなく、その義務違反行為の内容及び程度、その義務違反行為に対する行政庁の対応ぶりなどを総合的に考慮して、上記法律関係を維持することが補助金等の交付目的を阻害することになると認められる場合に初めてすることができると解すべきである。）。

また、上記の別の理由は、上記(2)のとおり、処分庁が本件交付決定取消処分をするときに全く考慮していなかったものであり、しかも、審査庁における審理員による審理手続でも全く争点とされていなかったものであるにもかかわらず、審理員は、その意見書において初めて、上記の別の理由を持ち出して取消理由の差し替えを行い、本件交付決定取消処分に違法性はないとの判断を示し、審査庁も、この判断を妥当としているが、このような審理及び判断は、「公正な手続」の下で（行政不服審査法（平成26年法律第68号）1条1項）「公正な審理」（同法28条）を実現したものということとはできない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

優
み
美
と
公
ひ
と
貴
山
口
原
中
野
員
員
員
委
委
委